

三十四 第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（事務所等の建物及びその附属設備の範囲）</p> <p>65の7(1) 17 <u>措置法令第39条の7第2項</u>.....</p>	<p>（事務所等の建物及びその附属設備の範囲）</p> <p>65の7(1) 17 <u>措置法令第39条の7第3項</u>.....</p>
<p>（福利厚生施設の範囲）</p> <p>65の7(1) 18 <u>措置法令第39条の7第2項</u>.....</p>	<p>（福利厚生施設の範囲）</p> <p>65の7(1) 18 <u>措置法令第39条の7第3項</u>.....</p>
<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p> <p>65の7(1) 22</p> <p>同表の第22号の上欄.....</p> <p>（注）</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第35項各号</u>.....</p>	<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p> <p>65の7(1) 22</p> <p>同表の第20号の上欄及び第22号の上欄.....</p> <p>（注）</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第36項各号</u>.....</p>
<p>（既成市街地等に含まれない埋立地の範囲）</p> <p>65の7(1) 23</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第2項</u>.....</p>	<p>（既成市街地等に含まれない埋立地の範囲）</p> <p>65の7(1) 23</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第3項</u>.....</p>
<p>（市街地整備計画を有している地域）</p> <p>65の7(1) 25 <u>措置法令第39条の7第5項第3号</u>.....</p>	<p>（市街地整備計画を有している地域）</p> <p>65の7(1) 25 <u>措置法令第39条の7第6項第3号</u>.....</p>
<p>（建築面積等の意義）</p> <p>65の7(1) 26<u>措置法令第39条の7第8項第3号</u>.....</p> <p>...</p>	<p>（建築面積等の意義）</p> <p>65の7(1) 26<u>措置法令第39条の7第9項第3号</u>.....</p> <p>...</p>
<p>（床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかど</p>	<p>（床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかど</p>

改 正 後	改 正 前
<p>うかの判定)</p> <p>65の7(1) 27 措置法令第39条の7第8項第3号.....</p> <p>(土地の有効利用のための買換え)</p> <p>65の7(1) 28</p> <p>.....措置法令第39条の7第8項.....</p> <p>(注)</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</p> <p>65の7(1) 37</p> <p>.....措置法令第39条の7第19項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65の7(1) 38 措置法第65条の7第1項の表の第1号又は第22号.....</p> <p>.....措置法令第39条の7第35項各号.....</p> <p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>65の7(1) 39 措置法第65条の7第1項の表の第1号又は第22号.....</p> <p>...</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>うかの判定)</p> <p>65の7(1) 27 措置法令第39条の7第9項第3号.....</p> <p>(土地の有効利用のための買換え)</p> <p>65の7(1) 28</p> <p>.....措置法令第39条の7第9項.....</p> <p>(注)</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</p> <p>65の7(1) 37</p> <p>.....措置法令第39条の7第20項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65の7(1) 38 措置法第65条の7第1項の表の第1号、第20号又は第22号.....</p> <p>.....措置法令第39条の7第36項各号.....</p> <p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>65の7(1) 39 措置法第65条の7第1項の表の第1号、第20号又は第22号.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

（市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等）

- 65の7(1) 40
措置法第65条の7第1項の表の第1号又は第22号.....

 (1)
同項の表の第1号又は第22号.....
 (2)

（借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分）

- 65の7(1) 41
措置法第65条の7第1項の表の第1号又は第22号.....

（差益割合の計算）

- 65の7(3) 1
 (1)
 (2)
 (3)
 (注)
措置法令第39条の7第38項において準用する同条第33項...

（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等）

- 65の7(3) 12
措置法第42条の5から第42条の7まで及び第42条の9から第48条まで.....

（市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等）

- 65の7(1) 40
措置法第65条の7第1項の表の第1号、第20号又は第22号...

 (1)
同項の表の第1号、第20号又は第22号.....
 (2)

（借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分）

- 65の7(1) 41
措置法第65条の7第1項の表の第1号、第20号又は第22号...

（差益割合の計算）

- 65の7(3) 1
 (1)
 (2)
 (3)
 (注)
措置法令第39条の7第41項において準用する同条第34項...

（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等）

- 65の7(3) 12
措置法第42条の5、第42条の7から第44条の2まで、第44条の4から第44条の7まで及び第44条の9から第49条まで.....

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2) <u>措置法第45条の2第2項</u>.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3) 13</p> <p>.....<u>措置法第42条の5から第42条の7まで、第42条の9から第45条の2まで及び第46条の3から第48条まで</u>.....</p> <p>(取得指定期間の認定)</p> <p>65の7(4) 1</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第19項</u>.....</p> <p>(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>65の7(4) 2</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第19項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(取得指定期間の再延長)</p> <p>65の7(4) 3</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第19項</u>.....</p>	<p>(1)</p> <p>(2) <u>措置法第45条の3第2項</u>.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3) 13</p> <p>.....<u>措置法第42条の5、第42条の7から第44条の2まで、第44条の4から第44条の7まで及び第44条の9から第45条の3まで及び第46条の3から第49条まで</u>.....</p> <p>(取得指定期間の認定)</p> <p>65の7(4) 1</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第20項</u>.....</p> <p>(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>65の7(4) 2</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第20項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(取得指定期間の再延長)</p> <p>65の7(4) 3</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第20項</u>.....</p>

<p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65の7(4) 8</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書の記載の仕方</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>.....「当初の特別勘定の金額37」.....</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>(法第50条との選択適用)</p> <p>65の7(5) 1</p> <p>.....措置法令第39条の7第54項.....</p>	<p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65の7(4) 8</p> <p>付表</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書の記載の仕方</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>.....「当初特別勘定に経理した金額37」.....</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>(法第50条との選択適用)</p> <p>65の7(5) 1</p> <p>.....措置法令第39条の7第57項.....</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三十五 第66条（共同で現物出資をした場合の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>66 7</p> <p>.....措置法令第45条の2第2項.....</p> <p>(持株割合が100%未満又は20%未満となることが見込まれていることの意義)</p> <p>66 9共同事業再編法人及び他の共同事業再編法人.....</p>	<p>(特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>66 7</p> <p>.....措置法令第45条の3第2項.....</p> <p>(持株割合が100%未満又は25%未満となることが見込まれていることの意義)</p> <p>66 9特定事業法人及び他の特定事業法人.....当</p>

改 正 後	改 正 前
.....当該共同事業再編法人.....100分の20未満.....	該特定事業法人.....100分の25未満.....

三十六 第66条の6～第66条の9（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（非課税所得の範囲）</p> <p>66の6 5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 措置法第65条の2</p> <p>(注)</p> <p>（適用除外の特定外国子会社等であることの証明）</p> <p>66の6 19</p> <p>.....規則別表十七(二).....規則別表十七(二).....</p> <p>.....</p>	<p>（非課税所得の範囲）</p> <p>66の6 5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 措置法第58条又は第65条の2</p> <p>(注)</p> <p>（適用除外の特定外国子会社等であることの証明）</p> <p>66の6 19</p> <p>.....規則別表十六の三(一).....規則別表十六の三(一).....</p> <p>.....</p>

三十七 第66条の12及び第66条の13（欠損金の繰越期間の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（総合償却資産の直前の帳簿価額）</p> <p>66の12 2措置法令第39条の23第3項.....</p> <p>（中小企業者であるかどうか等の判定の時期）</p> <p>66の12 3措置法第66条の13第2項.....同項.....</p>	<p>（総合償却資産の直前の帳簿価額）</p> <p>66の12 2措置法令第39条の23第2項.....</p> <p>（中小企業者であるかどうか等の判定の時期）</p> <p>66の12 3措置法第66条の13第2項各号.....同項.....</p>

.....

各号.....

三十八 第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（社会保険診療報酬に係る損金の額の計算）</p> <p>67 4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>	<p>（社会保険診療報酬に係る損金の額の計算）</p> <p>67 4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>賞与引当金勘定（法人税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第24号）附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の法人税法第54条に規定する賞与引当金に係るものをいう。）への繰入額は、人件費の配賦基準と同一の基準により配賦する。</u></p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>

177

三十九 第67条の8（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第67条の8（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> <p>（事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用）</p> <p>67の8 1 法人が各事業年度の中途において措置法第67条の8第1項に規定する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>意する。</u></p> <p><u>(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)</u></p> <p>67の8 2 <u>措置法第67条の8第1項の規定を適用する場合において、取得価額が30万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</u></p> <p><u>(明細書の添付)</u></p> <p>67の8 3 <u>法人が、当該事業年度の確定申告書に添付する規則別表十六(一)から別表十六(四)まで(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)の備考欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第67条の8第2項に規定する「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(1) 取得価額30万円未満の減価償却資産について、措置法第67条の8第1項の規定を適用していること</u></p> <p><u>(2) 適用した減価償却資産の取得価額の合計額</u></p> <p><u>(3) 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

四十 第68条の2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）関係

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>第68条の2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）関係</p> <p>（中小企業者等に該当する旨の書類の書式）</p> <p>68の2 7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>付表</p> <p>中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width:10%;">事業年度</td> <td style="width:10%;">.</td> <td style="width:10%;">.</td> <td style="width:10%;">法人名</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">適用該当号の区分</th> <th style="width:5%;">1</th> <th style="width:80%;">措置法第68条の2第1項第()号該当</th> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一 号 該 当</td> <td style="text-align: center;">設 立 の 日</td> <td style="text-align: center;">2 平・・ [措置法令第39条の34の2第1項第()号 措置法令第39条の128第1項第()号 平・・]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中小企業者の判定</td> <td style="text-align: center;">3 新事業創出促進法第2条第3項第()号該当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主たる事業</td> <td style="text-align: center;">4 業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本の額又は出資の総額</td> <td style="text-align: center;">5 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常時使用する従業員の数</td> <td style="text-align: center;">6 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施計画の認定年月日</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">平 . .</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新事業分野開拓のための事業の内容</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> </tr> </table>	事業年度	.	.	法人名		適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項第()号該当	一 号 該 当	設 立 の 日	2 平・・ [措置法令第39条の34の2第1項第()号 措置法令第39条の128第1項第()号 平・・]	中小企業者の判定	3 新事業創出促進法第2条第3項第()号該当	主たる事業	4 業	資本の額又は出資の総額	5 円	常時使用する従業員の数	6 人	実施計画の認定年月日	7	平 . .	新事業分野開拓のための事業の内容	8		<p>第68条の2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等）関係</p> <p>（中小企業者等に該当する旨の書類の書式）</p> <p>68の2 7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>付表</p> <p>中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width:10%;">事業年度</td> <td style="width:10%;">.</td> <td style="width:10%;">.</td> <td style="width:10%;">法人名</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">適用該当号の区分</th> <th style="width:5%;">1</th> <th style="width:80%;">措置法第68条の2第1項第()号該当</th> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一 号 該 当</td> <td style="text-align: center;">設 立 の 日</td> <td style="text-align: center;">2 平・・ [措置法令第39条の34の2第1項第()号 措置法令第39条の128第1項第()号 平・・]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中小企業者の判定</td> <td style="text-align: center;">3 新事業創出促進法第2条第3項第()号該当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主たる事業</td> <td style="text-align: center;">4 業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本の額又は出資の総額</td> <td style="text-align: center;">5 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常時使用する従業員の数</td> <td style="text-align: center;">6 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施計画の認定年月日</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">平 . .</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新事業分野開拓のための事業の内容</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> </tr> </table>	事業年度	.	.	法人名		適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項第()号該当	一 号 該 当	設 立 の 日	2 平・・ [措置法令第39条の34の2第1項第()号 措置法令第39条の128第1項第()号 平・・]	中小企業者の判定	3 新事業創出促進法第2条第3項第()号該当	主たる事業	4 業	資本の額又は出資の総額	5 円	常時使用する従業員の数	6 人	実施計画の認定年月日	7	平 . .	新事業分野開拓のための事業の内容	8	
事業年度	.	.	法人名																																																
適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項第()号該当																																																	
一 号 該 当	設 立 の 日	2 平・・ [措置法令第39条の34の2第1項第()号 措置法令第39条の128第1項第()号 平・・]																																																	
	中小企業者の判定	3 新事業創出促進法第2条第3項第()号該当																																																	
	主たる事業	4 業																																																	
	資本の額又は出資の総額	5 円																																																	
	常時使用する従業員の数	6 人																																																	
	実施計画の認定年月日	7	平 . .																																																
新事業分野開拓のための事業の内容	8																																																		
事業年度	.	.	法人名																																																
適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項第()号該当																																																	
一 号 該 当	設 立 の 日	2 平・・ [措置法令第39条の34の2第1項第()号 措置法令第39条の128第1項第()号 平・・]																																																	
	中小企業者の判定	3 新事業創出促進法第2条第3項第()号該当																																																	
	主たる事業	4 業																																																	
	資本の額又は出資の総額	5 円																																																	
	常時使用する従業員の数	6 人																																																	
	実施計画の認定年月日	7	平 . .																																																
新事業分野開拓のための事業の内容	8																																																		

改 正 後				改 正 前			
当	当期末における事業の状況	9		当	当期末における事業の状況	9	
三 号 該 当	中小企業者の判定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当	三 号 該 当	中小企業者の判定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当
	主たる事業	11	業		主たる事業	11	業
	資本の額又は出資の総額	12	円		資本の額又は出資の総額	12	円
	常時使用する従業員の数	13	人		常時使用する従業員の数	13	人
	当期前1年以内に開始した各事業年度	14	平 . . ~ 平 . .		当期前1年以内に開始した各事業年度	14	平 . . ~ 平 . .
	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	15	円		同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	15	円
	(14)の各事業年度の総収入金額の合計額	16	円		(14)の各事業年度の総収入金額の合計額	16	円
試験研究費 ⁽¹⁵⁾ 等の割合 ⁽¹⁶⁾	17	%	試験研究費 ⁽¹⁵⁾ 等の割合 ⁽¹⁶⁾	17	%		
四 号 該 当	当期末の資本又は出資の金額	18	円	添 付 書 類	措置法第68条の2第1項第1号	登記簿謄本又はその写し	
	前期末の総資産の額	19	円		措置法第68条の2第1項第2号	イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し	
	前期末の自己資本の額	20	円		措置法第68条の2第1項第3号	措置法施行令第39条の34の2第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある事業年度に限る。)	
	自己資本比率 ⁽²⁰⁾ / ⁽¹⁹⁾	21	%				
	措置法第68条の2第1項第1号	登記簿謄本又はその写し					

添付書類	措置法第68条の2第1項第2号	イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定（同法第11条の3第1項の認定を含む。）をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し
	措置法第68条の2第1項第3号	措置法施行令第39条の34の2第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書（同項の規定の適用がある事業年度に限る。）

記載の仕方

- 1措置法第68条の2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）.....
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6 「四号該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「前期末の総資産の額19」には、前期末の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（次のイから二までに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、ホに掲げる金額がある場合にはこれを加算します。）を記載します。
 - イ 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額
 - ロ 特別償却準備金として積み立てている金額
 - ハ 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価を行った土地の同法第7条第1項に規定する再評価差額に相当する金額
 - ニ その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外

記載の仕方

- 1措置法第68条の2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等）.....
- 2
- 3
- 4
- 5

改 正 後	改 正 前
<p>の有価証券)に係る評価益等相当額</p> <p>ホ その他有価証券に係る評価損等相当額</p> <p>(2) 「前期末の自己資本の額20」は、前期末の資本の金額又は出資金額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額を記載します。なお、措置法令第39条の34の2第10項に規定する同族株主等に対する負債(借入金その他利子の支払の基因となるもの)に限ります。)の額がある場合には、その金額を加算し、加算した金額を「20」の内書に記載します。</p> <p>(総資産の帳簿価額の計算)</p> <p>68の2 8 措置法令第39条の34の2第8項に規定する総資産の帳簿価額(以下68の2 10までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、次による。</p> <p>(1) 貸借対照表に計上されている繰越欠損金の額がある場合には、当該繰越欠損金の額に相当する金額は、総資産の帳簿価額に含まれない。</p> <p>(2) 支払承諾見返勘定又は保証債務見返勘定のように単なる対照勘定として貸借対照表の資産及び負債の部に両建経理されている金額がある場合には、当該資産の部に経理されている金額は、総資産の帳簿価額から控除する。</p> <p>(3) 貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすることができる。</p> <p>(4) 退職給付信託における信託財産の額が、退職給与引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている場合には、当該信託財産の額を加算した金額を総資産</p>	<p>(新設)</p>

の帳簿価額とすることができる。

- (5) 貸借対照表に計上されている返品債権特別勘定の金額（売掛金から控除する方法により計上されているものを含む。）がある場合には、これらの金額を控除した残額を売掛金の帳簿価額とする。
- (6) 貸倒損失が金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合には、これを控除した残額を金銭債権の帳簿価額とする。
- (7) 貸借対照表に計上されている補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定の金額がある場合には、これらの金額を控除した残額を当該補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定に係る棚卸資産の帳簿価額とする。
- (8) 自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示している場合には、当該自己株式の金額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。

（税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額）

（新設）

68の2 9 法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価額に含まれることに留意する。

（税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額）

（新設）

68の2 10 法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除する利益又は剰余金の処分による圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれらの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となることに留意する。

(注) 当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されている場合には、その相殺後の残額となることに留意する。この場合、その

改 正 後	改 正 前
<p>相殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(自己資本比率を算出する際の負債の意義)</p> <p>68の2 11 措置法令第39条の34の2第9項に規定する「負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限る。)」には、例えば、その金銭消費貸借契約において利子の支払を約さないものであっても、その利子の支払を約さないことに合理的な理由がないものが含まれることに留意する。</p> <p>(自己資本比率を算出する際の株主等の意義)</p> <p>68の2 12 同族会社の判定の基礎となる株主等と特殊の関係のある個人(令第4条第1項に規定する特殊の関係のある個人をいう。)又は株主等と特殊の関係のある法人(令第4条第2項に規定する特殊の関係のある法人をいう。)であっても、当該同族会社の株式又は出資を有しない場合は、措置法令第39条の34の2第9項に規定する「同族株主等」には含まれないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

四十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い(1)...改正前の措置法等の適用がある場合)</p> <p>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第139号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成15年省令第34号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替</p>	<p>(新設)</p>

えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達の改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。

(経過的处理(2)...施行日前に行われた分割等に係る売上金額の提出期限の特例)

措置法令第27条の4第17項に規定する移転事業に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額との区分に関する同項に規定する届出については、同項に規定する分割、現物出資又は事後設立が平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に行われたものである場合は、措置法規則第20条第7項に規定する提出期限にかかわらず、平成16年5月31日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならないものとし、当該届出に係る区分の方法が合理的な方法である場合は、これを認める。

(新設)

(経過的处理(3)...平成15年4月1日前に取得等をした特定中核的民間施設の特別償却)

改正法令による改正前の措置法令第28条の3第1項に規定する特定の施設の同項に定める取得等に必要な資金の額が6億円以上で6億5千万円に満たない場合において、法人が当該特定の施設に含まれる特定中核的民間施設(改正法令による改正前の措置法第43条の3第1項に規定する特定中核的民間施設をいう。以下同じ。)の一部を平成15年4月1日前に取得等をし、残余を同日以後に取得等をしているときは、同日前に取得等をした特定中核的民間施設については、その取得価額の合計額が6億円以上であるかどうかを問わず、同項の規定の適用があることに留意する。この場合において、平成15年4月1日以後に取得等をした残余の特定中核的民間施設については、措置法第43条の3第1項の規定の適用はないことに留意する。

(新設)